**補助対象医療機関等【新型コロナウイルス感染症対策個人防護具整備事業】**

〇所在する市町村によっては、補助事業について市町村を通じて交付申請できる場合がありますが、同じ事業を

　県と市町村の両方に申請しないようにしてください。

|  |  |
| --- | --- |
| 事業区分 | 対象医療機関 |
| 新型コロナウイルス感染症患者等入院医療機関  設備整備事業 | 新型コロナウイルス感染症患者を受入れた実績があり（受入れ予定含む[**＊**1](#受入予定・診療予定)）、G-MIS上に実績及び受入可能病床数等の入力を行う新型コロナウイルス感染症患者入院医療機関 |
| 外来対応医療機関設備整備事業 | 新型コロナウイルス感染症患者を診療した実績がある（診療予定含む[**＊**1](#受入予定・診療予定)）外来対応医療機関等（本県においては、診療・検査医療機関）[＊2](#外来対応医療機関)とし、具体的には次のとおり。  ・帰国者・接触者外来、**指定診療・検査医療機関**（国名称：外来対応医療機関） |
| 新型コロナウイルス感染症を疑う患者受入れのための救急・周産期・小児医療体制確保事業 | 疑い患者を診療した実績がある救急医療・周産期医療・小児医療のいずれかを担う医療機関[＊3](#救急・周産期・小児)（診療予定含む[**＊**１](#受入予定・診療予定)） |

**＊1 「（受入れ予定含む）」・「（診療予定含む）」**

患者の受け入れ実績等については申請時点で要件を満たしていなくても申請は可能ですが、令和６年３月３１日時点で患者の受け入れ実績等がない場合、当該事業は補助の対象となりません。

**＊2** **「外来対応医療機関等（本県においては、診療・検査医療機関）」**

**・**「新型コロナウイルス感染症に対応した医療体制について」（令和2年2月1日厚生労働省医政局地域医療

　　　計画課・健康局結核感染症課事務連絡）に基づき設置された帰国者・接触者外来

　　・「次のインフルエンザ流行に備えた体制整備について」（令和２年９月４日厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡）及び「「新型コロナウイルス感染症の感染症法の位置づけの変更に伴う医療提供体制の移行及び公費支援の具体的内容について」（令和５年９月１５日付け事務連絡）」に基づく外来対応医療機関（**本県においては、診療・検査医療機関**）

**＊3 「救急医療・周産期医療・小児医療のいずれかを担う医療機関」**  
   ・ 救急医療・周産期医療・小児医療の次のいずれかを担う次の医療機関（保険医療機関）が補助対象となります。

　（1）救命救急センター、小児救命救急センター

　（2）二次救急医療機関

　（3）総合又は地域周産期母子医療センター

　（4）小児中核病院

　（5）小児地域医療センター

　（6）小児地域医療支援病院

　（7）「精神科救急医療体制整備事業実施要綱」（平成20年5月26日付け障発第0526001号厚生労働省社会・

　　　援護局障害保健福祉部長通知）に基づき、県等が指定した精神科救急医療機関等

   ・本事業を実施する医療機関は救急隊から疑い患者の受入れ要請があった場合には、一時的にでも当該患者を受け入れること。

　　（ただし、受入れ患者の入院加療が必要と判断された場合、受入れ医療機関の空床状況等から、必ずしも当

　　　該医療機関への入院を求めるものではなく、他院への転院搬送を行っても構いません。）